

道路PPP研究会 実施要領

（設置）

第1条 国土交通省道路局に、道路PPP研究会（以下、「研究会」という。）を置く。

（目的）

第2条 研究会は、国土交通省成長戦略等を踏まえ、道路事業における官民連携を推進するため、道路空間のオープン化（民間開放）や、道路事業における民間資金活用などのあり方・具体策について検討することを目的とする。

（研究会の委員）

第3条 研究会の委員は、別紙のとおりとする。

2 委員の任期は、研究会の検討が終了するまでの間とする。

（座長）

第4条 研究会に座長を置く。

座長は石田 東生（筑波大学教授・学長補佐）とする。

2 座長は、会務を総括し、研究会を代表する。

3 座長に事故があるときは、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（臨時委員）

第5条 座長は、審議の必要に応じて、研究会に臨時委員を招聘することができる。

（専門部会）

第6条 座長は必要があると認める時には、研究会に、研究会の委員等からなる専門部会を置くことができる。

2 専門部会を構成する委員は、座長が指名する。

(審議事項)

第7条 研究会は、次に掲げる事項等について、専門的見地から意見を述べ審議する。

- ・道路事業における官民連携に関する事項
- ・その他関連する事項

(会議等)

第8条 会議は、非公開とする。

2 会議資料及び議事概要については、会議後、速やかにHP掲載する。

ただし、会議において特に必要があると認めた資料等については、非公開とすることができる。

(守秘義務)

第9条 委員は、第7条の事務を処理するうえで知り得た情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第10条 研究会の事務局は、道路局環境安全課道路環境調査室に置く。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、研究会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附則 この要領は、委嘱承諾日の翌日から施行する。

道路PPP研究会

委員名簿

浅見 泰司 東京大学教授

◎石田 東生 筑波大学教授・学長補佐

楓 千里 (株)JTBパブリッシング
執行役員 法人事業部長

久保田 尚 埼玉大学教授

竹内 健蔵 東京女子大学教授

宮本 和明 東京都市大学教授

山本 隆司 東京大学教授

(五十音順、敬称略)

◎は座長